



登記原因証明情報

1 当事者及び不動産

(1) 権利者 (甲) 西宮市六湛寺町10番3号
西宮市長 石井 登志郎

義務者 (乙)

(2) 不動産の表示

所 在		地 番	地 目	地 積 (㎡)	
西宮市					

2 登記の原因となる事実又は法律行為

西宮市は、令和 年 月 日、都市計画法第36条第3項に基づき公告した。
上記の公告の翌日、本件不動産は都市計画法第40条第2項に基づき、乙から甲へ帰属した。
よって、本件不動産の所有権は、令和 年 月 日、乙から甲に移転した。

令和 年 月 日 神戸地方法務局西宮支局

上記登記原因のとおり相違ありません。

(帰属受領者) 西宮市六湛寺町10番3号
西宮市長 石井 登志郎

(帰属申請者)

